

令和7年12月5日

# 農業委員会総会議録

柳井市農業委員会

## 第3〇回農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和7年12月5日（金）午前9時00分

2 開催場所 柳井市役所3階大会議室

3 出席委員 1番 寺西 久美子 君 2番 菅岡 利夫 君  
5番 中元 茂雄 君 7番 下土井 進 君  
8番 勝本 澄人 君 9番 亀山 真由美 君  
10番 鈴木 喜義 君 11番 岡本 幸子 君  
13番 宮本 三雄 君

4 欠席委員 3番 山重 義則 君 6番 原田 淳一 君  
12番 斎藤 貴之 君

5 欠員 1名

6 説明のため出席した者  
事務局長 楠原 慎太郎 君  
事務局次長 中原 賢 君

7 記事ならびに議事録調整者  
事務局主任 相本 裕紀 君

## 会議に付議した事項

- 議案第138号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第139号 農用地利用集積等促進計画（一括）の作成について
- 議案第140号 農用地利用集積等促進計画（集積）の作成について
- 議案第141号 農用地利用集積等促進計画（配分）案に対する意見について

## 第30回農業委員会総会次第

- 議長 宮本君 それでは、ただ今より、第30回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は、13名中9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
- 議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において中元委員、下土井委員を指名します。次に、会期についてお諮りいたします。本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。(異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日限りと決定いたしました。
- 議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。議案第138号を上程します。事務局から議案について説明をさせます。次長。
- 次長 中原君 (3条-1) 議案第138号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。整理番号1番でございます。申請地は、●●字●●●●●番 地目 畑 面積1, 818m<sup>2</sup>です。利用状況は耕作中で、権利の種類は所有権の移転です。渡人は高齢で、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。受人は、申請地から車で約40分の●●●●に居住しており、ビワ及びスモモの栽培を引き続き行うものです。申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●から西に約500mの距離にある、●●●●●●付近の農地です。本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で、事務局からの説明を終わります。
- 議長 宮本君 以上で、補足説明を終わります。それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号 1 番につきまして、大畠柳井地区担当委員の意見を求めます。

中元委員。

5 番 中元君

整理番号 1 番につきましては、先日事務局と現地確認を行いました。渡し人のご主人が亡くなり、耕作管理が難しくなったとのことで、この度譲り渡すとのことです。現場は草が生い茂ってはいましたが、耕作可能な状態で、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 宮本君

整理番号 1 番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

整理番号 1 番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第 138 号の整理番号 1 番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第 138 号の整理番号 1 番につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして議案第 139 号を上程します。

事務局から議案について説明をさせます。

次長。

次長 中原君

議案第 139 号 農用地利用集積等促進計画（一括）の作成について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（一括）一覧表をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 19 条第 3 項の規定に基づき、市長より令和 7 年 1 月 17 日付けで、農業委員会にこの集積等促進計画の決定を求められています。

計画は 1 件 6 筆 地目 田 合計面積 11,864 m<sup>2</sup> です。

農業経営基盤強化促進法に基づく相対等の利用権設定は、令和 7 年 3 月末で経過措置期間が終了し、令和 7 年 4 月からは農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画に一本化されております。

よって、令和 7 年 4 月からの利用権設定につきましては、貸人、借人及び山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を行う、公益財団法人やまぐち農林振興公社の 3 者契約となります。

契約手続きの方法として、従来の 2 段階方式と相対に替わる一括方

式の2通りがあり、本件は一括方式での契約です。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第139号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第139号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして、議案第140号を上程します。

事務局から議案について説明をさせます。

次長。

次長 中原君

議案第140号 農用地利用集積等促進計画（集積）の作成について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（集積）一覧表（農地中間管理事業）をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、市長より令和7年11月18日付けで、農業委員会にこの集積等促進計画の決定を求められています。

計画は4件5筆 地目 田 合計面積9, 478m<sup>2</sup>です。

貸人、借人及び公益財団法人やまぐち農林振興公社の3者契約による2段階方式での契約で、本件は1段階目の契約です。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第140号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

します。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第140号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして議案第141号を上程します。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されますので、斎藤会長職務代理者は議事に参与しないこととします。

それでは、事務局から議案について説明をさせます。

次長。

次長 中原君

議案第141号 農用地利用集積等促進計画（配分）案に対する意見について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（配分）一覧表（案）をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、市長より令和7年1月18日付けで、農業委員会にこの農用地利用集積等促進計画（配分）案の決定を求められています。計画案は、公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。

中間管理権を設定する農地を受け手に貸し付ける計画で、本計画案の決定後に県知事が認可し、公告することにより受け手に農地が貸し付けられます。

貸人、借人及び公益財団法人やまぐち農林振興公社の3者契約による2段階方式での契約で、本件は2段階目の契約です。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第141号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第141号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前 9 時 15 分)